

八子保第53号  
令和2年4月27日

各保護者様

八街市長 北村 新司  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する保育施設等の臨時休園について (依頼)

晩春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市保育行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月8日付で4月13日より家庭保育可能な方に対して登園自粛をお願いしているところですが、その後も本市及び周辺自治体において本感染症の陽性者が報告されているところ。

本市の保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業)につきましては、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、市内及び県内で感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において、利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限にするための一層の取り組みが必要な状況となっております。

そのため、本市としても本感染症の拡大防止や園児の安全性の確保などを考慮し、この度市内全保育所(園)を令和2年5月1日から同年5月31日(※1)まで臨時休園することとしましたので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、医療従事者や警察・消防・福祉施設などに勤務される方(裏面参照)やひとり親家庭等、真にやむを得ない事情(※2)など家庭保育が困難な方は特別保育を実施しますので、別途配布されます特別保育利用申立書を各保育所(園)へ5月2日までに提出されますようよろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。

また、特別保育を希望されるご家庭は、引き続きお子さんの体調管理については、今まで同様に検温・観察などをお願いするとともに、体調不良の際には登園を控えてくださいますようお願い致します。

※1 今後の状況により期間を短縮・延長することもあります。

※2 真にやむを得ない事情等とは

(例)

1. 保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合
2. 生計を維持する上で仕事を休むことができない。(ひとり親家庭など)
3. 仕事を休めず近隣に親族など子供の世話を頼める人がいない場合

問い合わせ先

八街市市民部子育て支援課保育班  
連絡先：043-443-1693(直通)

## 医療従事者や警察・消防・福祉施設など

具体的には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」における「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を指します。

### 安定的な社会生活の確保又は維持のために必要な事業等の例

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持
  - i 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
  - ii 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
2. 支援が必要な方々の保護の継続
  - i 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
  - ii 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
3. 国民の安定的な生活の確保
  - i 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
  - ii インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - iii 飲食品供給関係（農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - iv 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - v 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - vi 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - vii 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - viii ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ix 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - x メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - xi 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）
4. 社会の安定の維持
  - i 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
  - ii 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
  - iii 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
  - iv 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
  - v 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
  - vi 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
  - vii 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
  - viii 育児サービス（託児所等）
- ⑤. その他
  - i 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。